

難民と認定した事例

【事例 1】

申請者は、本国では少数派の氏族に属していたところ、主要派氏族に属する妻と、妻方の親族の許可を得ることなく婚姻したため、同親族から暴行されたこと、本国では少数派宗教に当たる A 教に関心を有していたところ、知人が当該事情を A 教を敵視する B 教関係者に暴露したため、B 教関係者及び B 教を信仰する妻の親族から「改宗者」との嫌疑をかけられた上、B 教関係者から自身の親族を殺害されたこと、将来的に A 教へ改宗する意思を有していることなどを申し立て、帰国した場合、妻方氏族や B 教関係者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

本国情勢に係る客観情報によれば、申請者の本国においては①治安機関が十分機能している状況にあるとはいえず、無法状態が継続していると認められること、②氏族組織に基づく独特の社会体系が形成され、主要氏族女性と少数氏族男性間の婚姻は厳しく制限されているところ、主要氏族方の意思に反して婚姻した男性が殺害されているとの状況が認められること、③憲法上、改宗や B 教以外の布教活動は認められておらず、社会的にも A 教への改宗は許容されていないこと、④上記 B 教関係者は、A 教に改宗した疑いのある者を殺害している上、申請者が属する少数氏族の宗教的地位を認めていないなどの状況が認められることからすれば、申請者が帰国した場合、上記 B 教関係者や妻の親族を始めとする有力氏族から迫害を受けるという相当程度の蓋然性が認められる。また、申請者が本国において社会的に「改宗者」として認識されているおそれが高いことからすれば、本国政府や申請者が属している氏族による十分な保護は期待できず、申請者は「人種」、「宗教」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者であるとして、難民条約及び同議定書第 1 条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例 2】

申請者は、本国において政府が直轄する大学で雇用されていたところ、本邦の公的機関が実施した研修プログラムに参加する目的で来日した際に、自

身の政治的信条から本国政府の指示に従わなかったこと、当該事情を理由に本国の勤務先を解雇されたこと、本邦の研修実施機関が申請者の本国において当該解雇事実について調査を実施した際、本国政府関係者に対し申請者の個人情報伝えていたこと、本邦で反政府組織に所属し活動したことなどから、本国政府に否定的な意見を有する者として本国政府から特定されており、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

本国情勢に係る客観情報によれば、申請者の本国においては、政府に否定的な意見を有する者は国家の脅威と見なされ、弾圧を受けるおそれがあるとの報告が認められるところ、申請者の申立てによれば、①申請者は本国において政府の強制労働プログラムへの参加や政府与党への協力を拒否したことから、軍や警察により身柄拘束を受けた経験を有していること、②上記事情が生じた後、本国に在住する親族が本国政府関係者から尋問を受けた上、不利益処分を課せられたことなどの事情が認められるものであって、申請者が本国政府非支持者として本国政府に個別、具体的に把握されているおそれが否定し得ないことに加え、申請者は本邦で活動する反政府組織に所属しており、当該活動が本国政府に知られた場合、反政府活動家として迫害を受けるおそれが認められることからすれば、申請者が帰国した場合、本国政府から不当な拘束、拷問等の迫害を受ける具体的、客観的危険性があるものと認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」及び「特定の社会的集団の構成員であること」を理由として、本国政府から迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有しているものと認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例3】

申請者は、本国において、反政府活動をしていたこと、本邦において、民主化運動をインターネット上で発信する国際的メディアグループや民主化支援活動を行う組織に所属し反政府活動をしていたことなどを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

難民認定申請においては、申請者の本国及び本邦における活動について、一参加者として活動していた程度にとどまることから、本国政府から殊更注視されているとは認められないものとして、「不認定」となり、申請者はこれを不服として異議申立てを行った。

異議申立てにおいては、申請者の本邦における活動について、難民不認定処分後に前記メディアグループの編集長となり、ウェブサイト上に申請者の実名が掲載されていることが確認され、その活動内容からも申請者が相当程度の影響力をもつ反政府活動家として本国政府から個別に把握されている可能性が合理的に想定し得るといえる状況であったことなどから、本件異議申立てには理由がある旨の決定がなされ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

なお、異議申立てに対する決定に当たって、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員の多数意見についても、申請者の難民該当性は認められるというものであった。